

近畿地方整備局 奈良県
資料配布

配布日時	平成23年 9月 22日 17時00分
------	------------------------

件名	<p>《五條市・十津川村・野迫川村の1市2村で河道閉塞に係る避難住民の一時帰宅等を関係機関で協議》</p> <p>～「土砂災害緊急情報現地対策協議会」の設置</p>
----	--

概要	<p>台風12号による五條市赤谷地区、十津川村長殿地区・栗平地区、野迫川村北股地区の河道閉塞に係る警戒区域の立ち入りや一時帰宅等について今後の対応を協議するため、関係機関による協議会を設置します。なお、五條市においては、下記により第1回協議会を開催します。</p> <p>〈五條市第1回協議会〉 日時：平成23年9月22日（木）19：00～ 場所：五條市役所大塔支所 3階大会議室 <small>※十津川村と野迫川村の協議会の開催については調整中です。</small></p> <p>(協議会の取材は、冒頭の挨拶まででお願いします。)</p>
----	--

取扱い	
-----	--

配布場所	<p>近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ</p> <p>奈良県政・経済記者クラブ、五條市政記者クラブ</p>
------	---

問い合わせ先	<p>○ 国土交通省近畿地方整備局 企画部 企画調整官 安原 達 電話 06-6942-1141</p> <p>奈良県土木部砂防課長 水本 正之 電話 0742-27-7513</p> <p>奈良県総務部防災統括室 室長 松山 仁志 電話 0742-27-8425</p>
--------	--

五條市土砂災害緊急情報現地対策協議会について（案）
十津川村土砂災害緊急情報現地対策協議会について（案）
野迫川村土砂災害緊急情報現地対策協議会について（案）

平成23年9月22日

（目的）

台風12号により発生した河道閉塞に伴う、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報等に基づき、二次災害防止等のため五條市が設定した警戒区域等において、範囲の設定や区域への立ち入り、一時帰宅、避難解除等について各市村（五條市、十津川村、野迫川村）及び関係機関が連携して今後の対応を協議するため、上記協議会を設置する。

（設置場所）

奈良県五條市役所
奈良県十津川村役場
奈良県野迫川村役場

（協議会構成者）〔順不同〕

各市村
近畿地方整備局
自衛隊
気象庁奈良地方気象台
奈良県
各警察署
各消防本部

（※各市村によっては構成員が異なる場合があります。）

（調整事項等）

- （1）各市村が実施する警戒区域ならびに避難勧告等の運用、保全に関すること
- （2）避難住民の一時帰宅や避難解除の計画作成及び運用に関すること
- （3）避難住民への情報提供に関すること
- （4）河道閉塞の状況等の情報提供に関すること
- （5）その他

（運営）

近畿地方整備局が奈良県ならびに各市村と連携し運営する。